

個別論点 (参考資料)

サービス体系 (参考資料)

「障害者自立支援法」のポイント

法律による改革

障害者施策を3障害一元化

現状

- ・3障害(身体、知的、精神)ばらばらの制度体系(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

現状

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

- 33種類に分かれた施設体系を6つの事業に再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や**重度の障害者**を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

現状

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

支給決定の透明化、明確化

現状

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

- 支援の必要度に関する**客観的な尺度(障害程度区分)**を導入
- 審査会の意見聴取など**支給決定プロセスを透明化**

安定的な財源の確保

現状

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み

- 国の**費用負担の責任を強化**(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、**皆で支える仕組み**に

自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に

(福祉サービスに係る自立支援給付の体系)

<旧サービス>

居宅サービス

ホームヘルプ(身・知・児・精)

デイサービス(身・知・児・精)

ショートステイ(身・知・児・精)

グループホーム(知・精)

施設サービス

重症心身障害児施(児)

療護施設(身)

更生施設(身・知)

授産施設(身・知・精)

福祉工場(身・知・精)

通勤寮(知)

福祉ホーム(身・知・精)

生活訓練施設(精)

<新サービス>

ホームヘルプ

重度訪問介護

行動援護

重度障害者等包括支援

児童デイサービス

ショートステイ

療養介護

生活介護

障害者支援施設での夜間ケア
(施設入所支援)

ケアホーム
(共同生活介護)

自立訓練

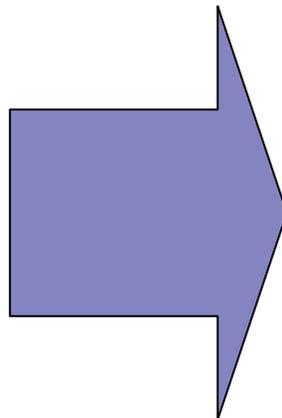
就労移行支援

就労継続支援

グループホーム
(共同生活援助)

介護給付

訓練等給付



※この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター・福祉ホーム等を制度化

○利用者数(平成19年11月～平成20年6月)の状況

(注) 複数のサービスを利用している者については、利用者数として各々計上している。

サービス種類	利用者数							
	19年11月	19年12月	20年1月	20年2月	20年3月	20年4月	20年5月	20年6月
居宅介護	88,206	88,941	88,325	88,680	89,379	89,755	90,314	90,741
重度訪問介護	7,062	7,074	7,018	7,010	7,007	7,043	7,084	7,071
行動援護	3,204	3,230	3,156	3,151	3,310	3,296	3,335	3,402
重度障害者等包括支援	26	28	27	27	28	24	24	24
療養介護	1,963	1,969	1,966	1,962	1,970	1,984	1,964	2,022
生活介護	45,427	45,924	46,330	46,293	47,596	63,457	64,766	65,338
児童デイサービス	35,050	35,663	35,977	36,248	37,967	33,775	34,636	36,152
短期入所	21,762	21,011	18,679	19,388	21,621	20,727	21,627	21,678
共同生活介護	22,794	22,998	23,253	23,475	23,675	24,824	25,461	25,768
施設入所支援	15,019	15,306	15,715	15,727	15,891	25,277	25,893	26,207
共同生活援助	18,012	18,059	18,150	18,205	18,352	18,770	18,973	18,982
自立訓練(機能訓練)	2,174	2,188	2,177	2,201	2,237	2,367	2,425	2,431
自立訓練(生活訓練)	5,770	5,803	5,870	5,913	6,121	7,206	7,416	7,474
宿泊型自立訓練	56	57	63	62	65	86	88	86
就労移行支援	9,253	9,359	9,564	9,654	10,118	13,371	13,807	13,941
就労移行支援(養成施設)	276	275	272	271	118	235	238	233
就労継続支援A型	3,401	3,445	3,587	3,622	3,696	4,620	4,856	4,946
就労継続支援B型	28,340	28,503	29,186	29,426	30,446	40,613	41,988	42,442
新体系小計	307,795	309,833	309,315	311,315	319,597	357,430	364,895	368,938
旧身体障害者更生施設支援(入所)	3,443	3,421	3,408	3,421	3,440	2,984	2,971	2,967
旧身体障害者更生施設支援(通所)	372	373	370	376	371	339	322	342
旧身体障害者療護施設支援(入所)	24,131	24,125	24,048	24,034	24,032	21,758	21,742	21,642
旧身体障害者療護施設支援(通所)	906	897	905	896	909	845	863	874
旧身体障害者授産施設支援(入所)	7,626	7,612	7,481	7,468	7,458	6,651	6,613	6,553
旧身体障害者授産施設支援(通所)	6,977	6,974	6,842	6,832	6,855	5,979	5,975	5,917
旧知的障害者更生施設支援(入所)	81,517	81,328	81,085	81,070	80,753	74,801	74,346	74,249
旧知的障害者更生施設支援(通所)	20,586	20,378	20,213	20,106	20,245	17,559	17,442	17,466
旧知的障害者授産施設支援(入所)	10,197	10,174	10,170	10,139	10,118	9,247	9,245	9,235
旧知的障害者授産施設支援(通所)	51,928	51,836	51,517	51,337	51,210	46,992	46,796	47,109
旧知的障害者通勤寮支援	2,460	2,465	2,461	2,446	2,482	2,380	2,304	2,314
旧体系小計	210,143	209,583	208,500	208,125	207,873	189,535	188,619	188,668
新・旧体系合計	517,938	519,416	517,815	519,440	527,470	546,965	553,514	557,606

※各都道府県国民健康保険団体連合会データ全国集計より

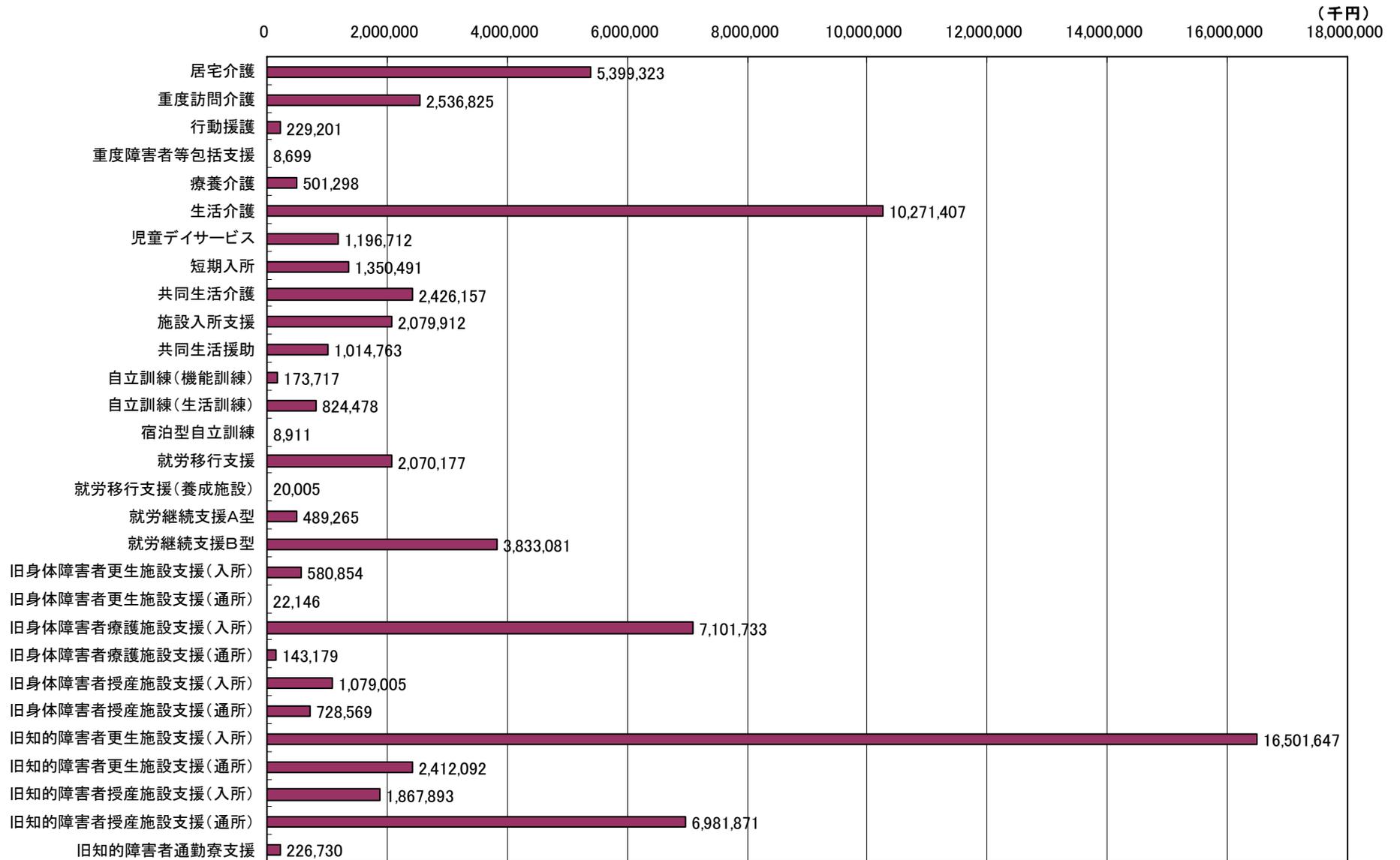
○利用者数(平成19年11月～平成20年6月)の状況

(注)19年11月の利用者数を指数100としている。

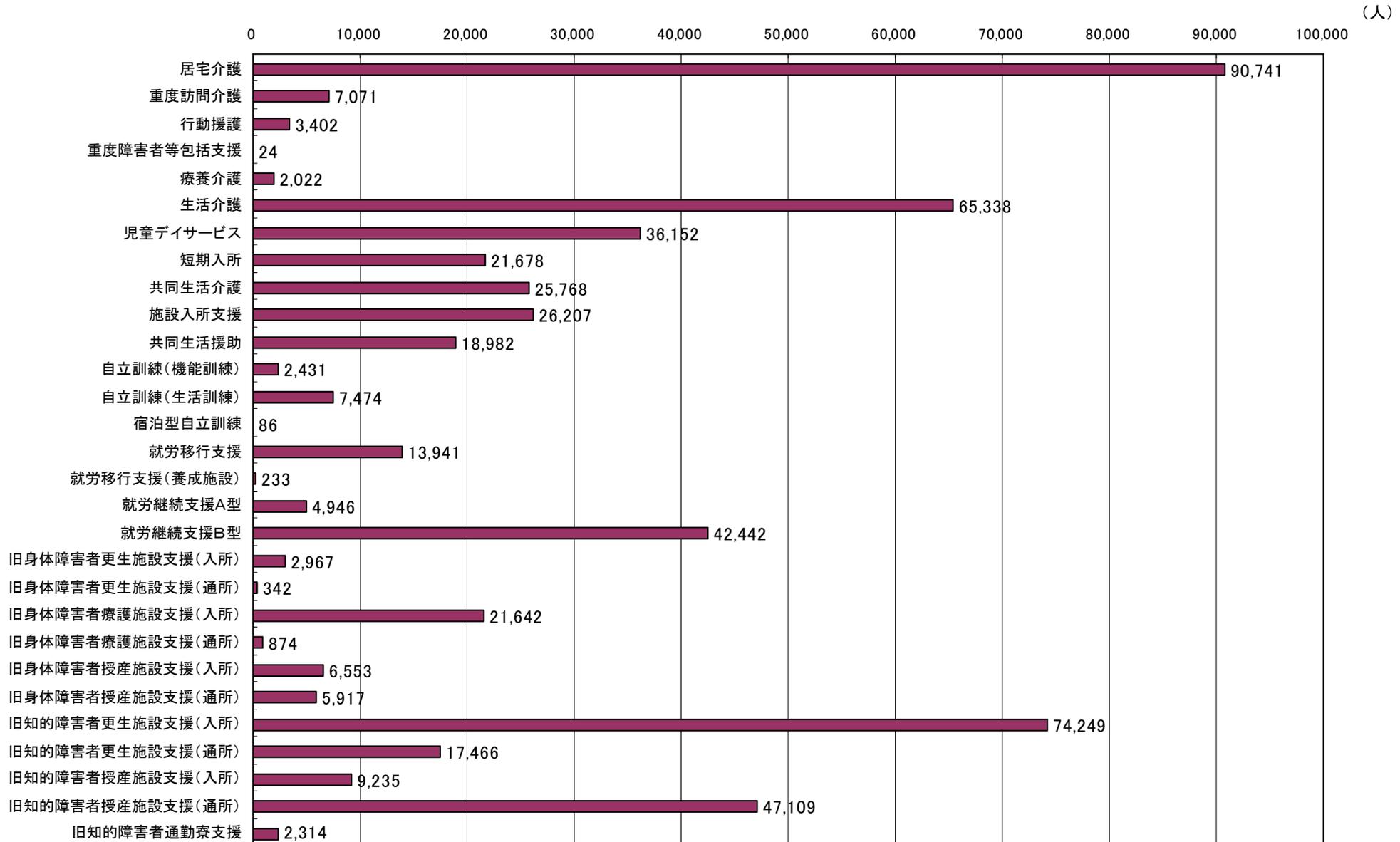
サービス種類								
	19年11月	19年12月	20年1月	20年2月	20年3月	20年4月	20年5月	20年6月
居宅介護	100.0	100.8	100.1	100.5	101.3	101.8	102.4	102.9
重度訪問介護	100.0	100.2	99.4	99.3	99.2	99.7	100.3	100.1
行動援護	100.0	100.8	98.5	98.3	103.3	102.9	104.1	106.2
重度障害者等包括支援	100.0	107.7	103.8	103.8	107.7	92.3	92.3	92.3
療養介護	100.0	100.3	100.2	99.9	100.4	101.1	100.1	103.0
生活介護	100.0	101.1	102.0	101.9	104.8	139.7	142.6	143.8
児童デイサービス	100.0	101.7	102.6	103.4	108.3	96.4	98.8	103.1
短期入所	100.0	96.5	85.8	89.1	99.4	95.2	99.4	99.6
共同生活介護	100.0	100.9	102.0	103.0	103.9	108.9	111.7	113.0
施設入所支援	100.0	101.9	104.6	104.7	105.8	168.3	172.4	174.5
共同生活援助	100.0	100.3	100.8	101.1	101.9	104.2	105.3	105.4
自立訓練(機能訓練)	100.0	100.6	100.1	101.2	102.9	108.9	111.5	111.8
自立訓練(生活訓練)	100.0	100.6	101.7	102.5	106.1	124.9	128.5	129.5
宿泊型自立訓練	100.0	101.8	112.5	110.7	116.1	153.6	157.1	153.6
就労移行支援	100.0	101.1	103.4	104.3	109.3	144.5	149.2	150.7
就労移行支援(養成施設)	100.0	99.6	98.6	98.2	42.8	85.1	86.2	84.4
就労継続支援A型	100.0	101.3	105.5	106.5	108.7	135.8	142.8	145.4
就労継続支援B型	100.0	100.6	103.0	103.8	107.4	143.3	148.2	149.8
新体系小計	100.0	100.7	100.5	101.1	103.8	116.1	118.6	119.9
旧身体障害者更生施設支援(入所)	100.0	99.4	99.0	99.4	99.9	86.7	86.3	86.2
旧身体障害者更生施設支援(通所)	100.0	100.3	99.5	101.1	99.7	91.1	86.6	91.9
旧身体障害者療護施設支援(入所)	100.0	100.0	99.7	99.6	99.6	90.2	90.1	89.7
旧身体障害者療護施設支援(通所)	100.0	99.0	99.9	98.9	100.3	93.3	95.3	96.5
旧身体障害者授産施設支援(入所)	100.0	99.8	98.1	97.9	97.8	87.2	86.7	85.9
旧身体障害者授産施設支援(通所)	100.0	100.0	98.1	97.9	98.3	85.7	85.6	84.8
旧知的障害者更生施設支援(入所)	100.0	99.8	99.5	99.5	99.1	91.8	91.2	91.1
旧知的障害者更生施設支援(通所)	100.0	99.0	98.2	97.7	98.3	85.3	84.7	84.8
旧知的障害者授産施設支援(入所)	100.0	99.8	99.7	99.4	99.2	90.7	90.7	90.6
旧知的障害者授産施設支援(通所)	100.0	99.8	99.2	98.9	98.6	90.5	90.1	90.7
旧知的障害者通勤寮支援	100.0	100.2	100.0	99.4	100.9	96.7	93.7	94.1
旧体系小計	100.0	99.7	99.2	99.0	98.9	90.2	89.8	89.8
新・旧体系合計	100.0	100.3	100.0	100.3	101.8	105.6	106.9	107.7

※各都道府県国民健康保険団体連合会データ全国集計より

サービス種類別の総費用額(平成20年6月分)

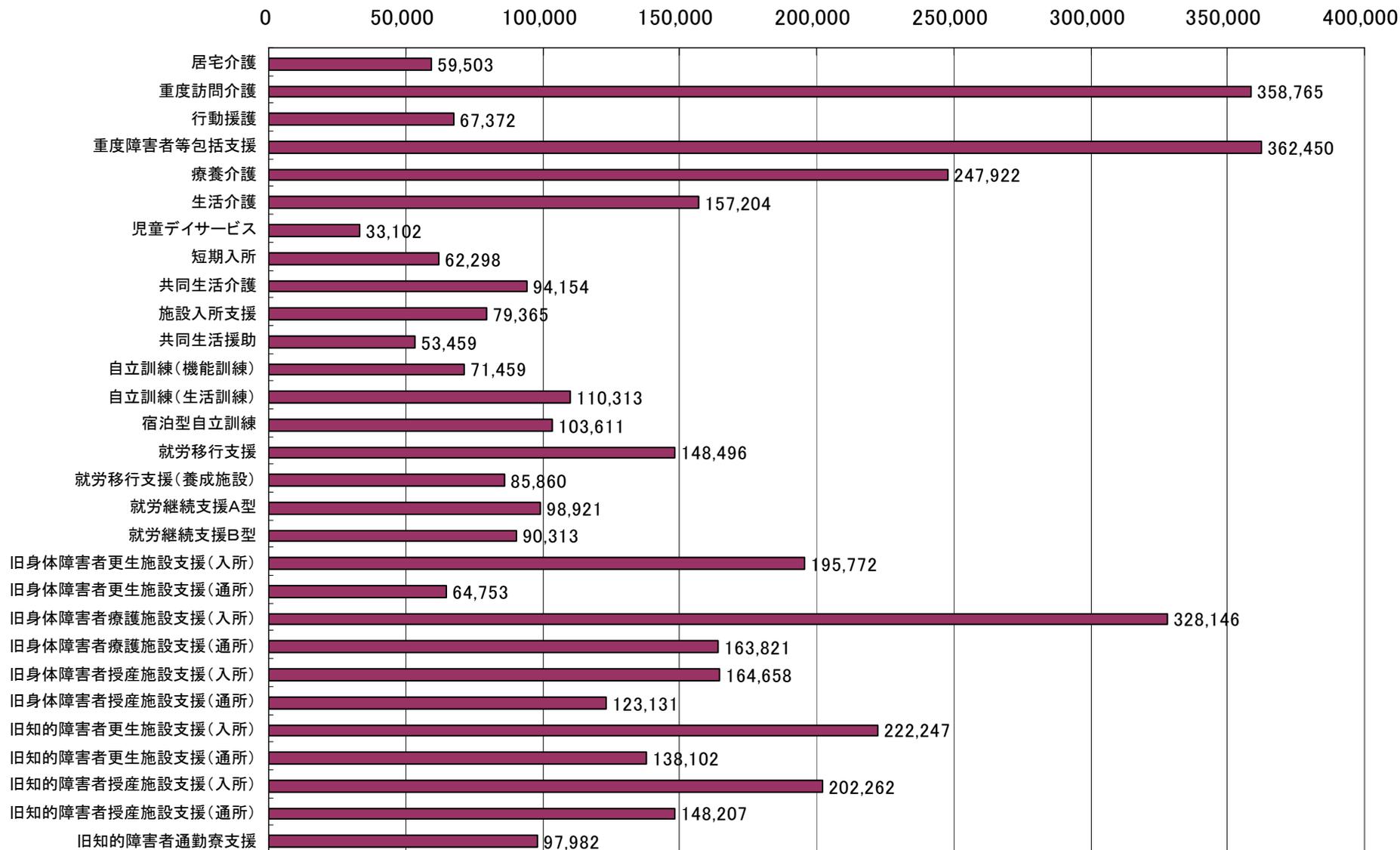


サービス種類別の利用者数(平成20年6月分)



サービス種類別の1人当たり総費用額(平成20年6月分)

(円)



新体系への移行のための支援（基金事業）

①障害者自立支援基盤整備事業

1 事業の目的

既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる、施設の改修等の経費に対し助成を行うことにより、新体系におけるサービスの基盤整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 実施主体 都道府県
- (2) 事業の内容

事業の具体例としては、以下のとおりである。なお、既存の補助制度で対象としている事業については対象外とする。

【 改 修 】

- ① 小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事
- ② ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要な改修工事（注）
- ③ 居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事
- ④ その他基盤整備対策に資する改修工事

（注）平成20年度からは原則として社会福祉施設等施設整備費補助金及び障害者就労訓練設備等補助金の補助対象に変更。

【 増 築 】

- ① 生産事業等のための作業スペースの設置
- ② 新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事
- ② その他基盤整備対策に資する増築工事

(3) 補助単価 1施設あたり20,000千円以内

(ただし、【改修】の②は、2,000千円以内、改修の③は5,000千円以内)

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 18年度～20年度

②移行等支援事業

1 事業の目的

新たなサービスへ移行できていない小規模作業所、デイサービス事業、精神障害者地域生活支援センター、その他旧体系サービス事業者（以下、「小規模作業所等」という。）が、個別給付や地域活動支援センターなど新たなサービスへ円滑に移行できるようにするための事業を実施する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（社会福祉法人等への委託可）

(2) 内容

① 移行推進コンサルタント派遣事業

小規模作業所等にコンサルタントを派遣し、移行のための体制づくり、事業内容の充実等、新体系に円滑に移行できるよう支援する。

② 移行推進研修会開催事業

複数の小規模作業所等の経営者等に対して、経理事務（財務、会計の処理等）、法人格の取得のための支援などを図るための研修会を継続的に実施する。

(3) 補助単価 1 都道府県あたり 16,000 千円

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 18年度～20年度

5 その他

新たなサービスへの移行計画を作成した小規模作業所等を優先して実施すること。

また、地域活動支援センターについても、より安定した事業運営が図られるよう、積極的に個別給付への移行を促進すること。

③小規模作業所移行促進事業

1 事業の目的

利用者数が少ないために新体系に移行することが困難な小規模作業所の新体系への移行を支援するため、複数の小規模作業所が統合するための環境整備を行うコーディネーターの派遣や円滑な統合に向けた会議開催経費等について助成する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（市町村及び社会福祉法人等に委託可）

(2) 事業の内容

① 複数の小規模作業所同士が統合するまでの間に必要となる小規模作業所間の調整・連携を図るための職員（非常勤職員）の雇上費の助成を行う。

② 統合に向けて近隣の小規模作業所が一堂に会して、小規模作業所同士の情報交換、意見交換等を行い交流を深める会を設けるとともに、他の先進地を視察し、統合に向けたノウハウを得るために必要な経費等に対して助成を行う。

(3) 補助単価 1 都道府県あたり 10,000千円以内

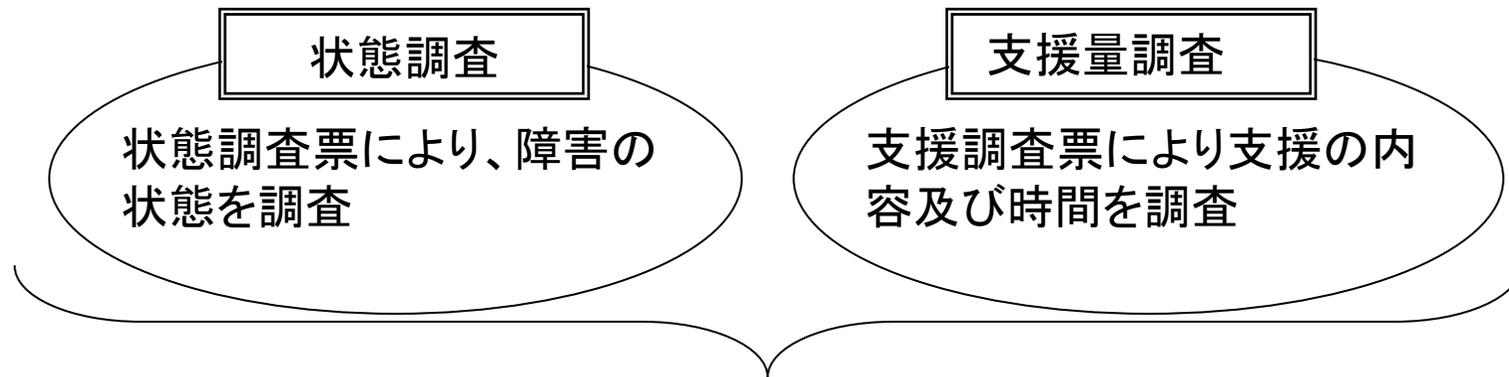
3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 20年度

障害程度区分 (参考資料)

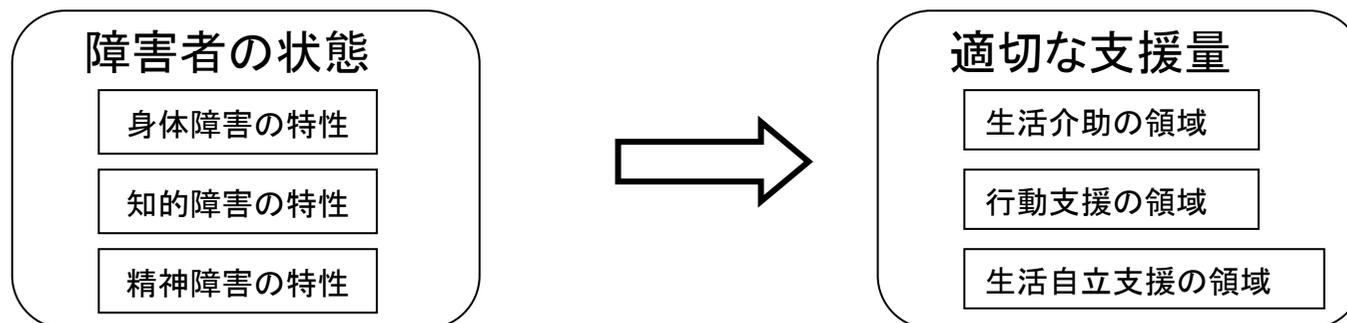
障害者支援実態調査について(案)

1 調査対象となった施設入所又は在宅等の障害者等に対して、障害者状態調査及び支援量調査を実施する。



2 「状態調査」と「支援量調査」の2つの調査結果を付き合わせる。
→ 障害者の状態と、支援の内容及び時間との関係について、相関を分析する。

3 障害者の状態から、支援量を推計できるようにする。



障害程度区分見直しのイメージ

現行の障害程度区分

認定調査項目(106項目)

- 1 介護保険での使用項目 (79項目)
- 2 その他生活自立支援を評価するための項目等 (27項目)

支援の必要量を推定

評価領域<1領域>

介護給付にかかる支援の必要量

項目・領域の見直し

新たな障害程度区分

認定調査項目(190項目)*

- 身体障害に係る項目 (約80項目)
(例) 日中の活動、外出頻度など
- 知的障害に係る項目 (約110項目)
(例) 音等への過敏な反応、新環境での情緒不安定 など
- 精神障害に係る項目
(例) 憂鬱で悲観的、独り言や独り笑いなど

支援の必要量を推定

評価領域<3領域に分類>

- ①生活介助
入浴・移動・食事・排泄・医療・機能訓練 等
- ②行動支援
問題行動の対応や見守り、各種サービスにおける見守り等の支援など
- ③生活自立支援
・洗濯・清掃・整理整頓など

* 現段階での候補であり、実際には変わり得る。

重度障害者に係る市町村特別支援事業

ア 目的

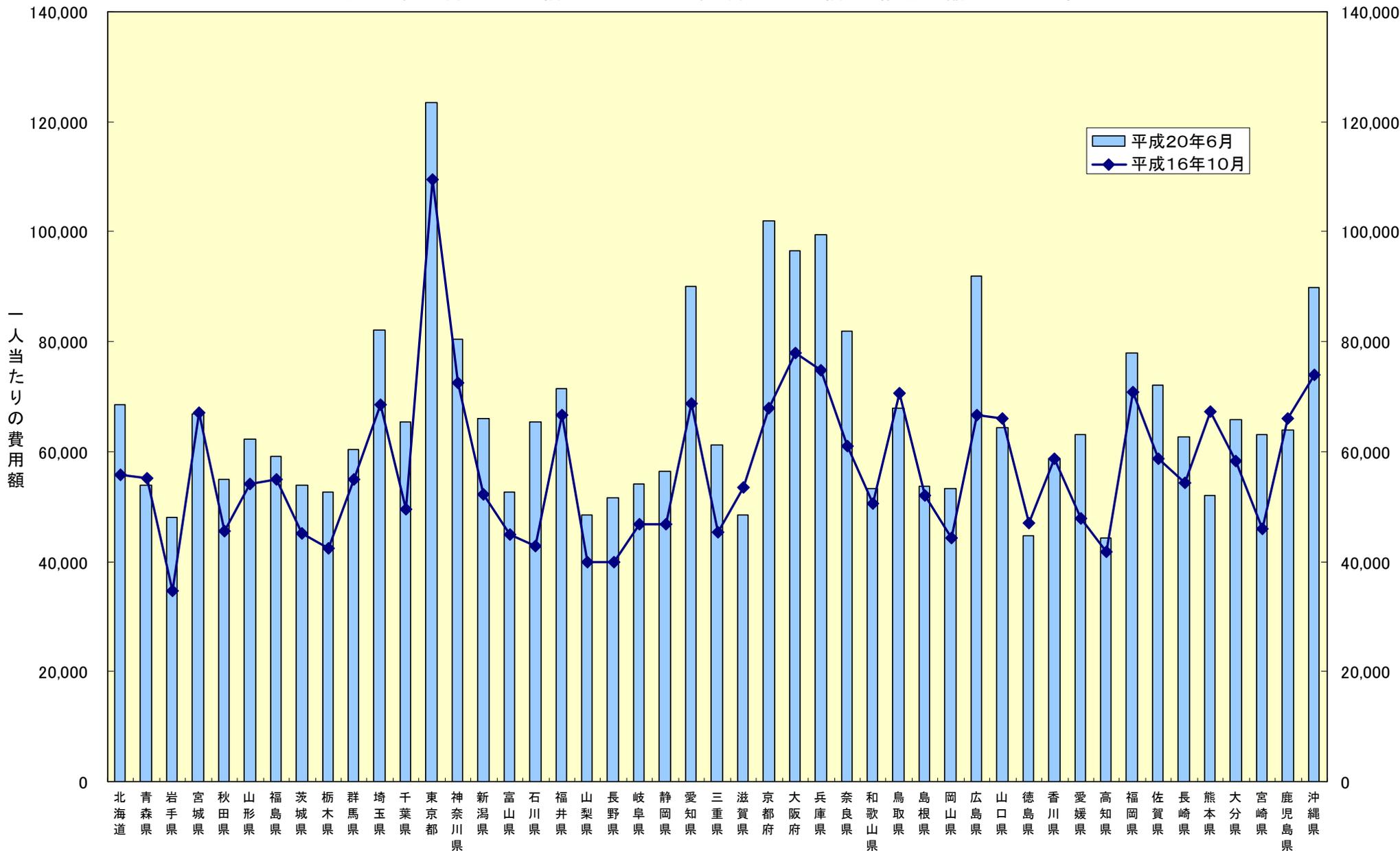
訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高い市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ 事業内容

- (ア) 以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。
- a 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が25%を超えるなど著しく高い場合
 - b 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合
- (イ) 助成する額の範囲についてaに掲げる人数にbの額を乗じた金額の一定割合とする。
- a 該当する市町村の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合(10%程度)を乗じて得た数を控除した数
 - b 重度訪問介護の障害程度区分4、5、6の国庫負担基準額の平均間差程度

障害者自立支援法施行前後のホームヘルパー人当たりの費用額の比較
 (平成16年10月 3.16倍 → 平成20年6月 2.79倍 と格差は縮小している。)

(単位:円)



※平成16年10月実績は、移動支援分を除いている。

※平成20年6月実績は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の合算額。

地域生活支援事業 (参考資料)

自立支援給付と地域生活支援事業の比較

自立支援給付

《介護給付》

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・療養介護 等

《訓練等給付》

- ・自立訓練(機能・生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援 等

主な特徴

- 国による一律の基準
 - ・国により一定の標準的なサービス水準を設定
- 障害程度区分
 - ・介護を提供するサービスは市町村がサービスの種類や量を決定する判断材料
 - ・介護を提供するサービスは障害程度区分が一定以上のものを対象
- 利用者負担
 - ・利用者負担は原則として定率負担（1割負担）
※所得に応じたきめ細かな軽減措置あり
- 国の義務的経費と位置づけ

地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・移動支援
- ・コミュニケーション支援
- ・日常生活用具 等

主な特徴

- 自治体による個別の基準
 - ・自治体により、個別の障害者の状況、地域の実情に応じてサービス水準を設定
- 障害程度区分
 - ・障害程度区分は判断材料としない
- 利用者負担
 - ・利用者負担を求めるか否かを含めて金額は自治体の裁量
- 国の裁量的経費と位置づけ

小

自由度

大

○地域生活支援事業の概要（市町村事業）

■必須事業

1. 相談支援事業

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等及び助言等を行う。

2. コミュニケーション支援事業

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する。

3. 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者等に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。

4. 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

5. 地域活動支援センター

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

■その他の事業

1. 日中一時支援事業

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。

2. 福祉ホーム事業

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。

地域生活支援事業の推移（事業費ベース）

（単位：百万円）

	18年度		19年度	差額（B－A）	伸び率
	事業費実績	平年度化額（A）	事業費実績額（B）		
市町村事業	37,042	74,084	85,413	11,329	115.3%
必須事業	24,336	48,671	65,588	16,917	134.8%
移動支援事業	11,861	23,722	28,546	4,824	120.3%
日常生活用具給付等事業	6,996	13,993	20,249	6,256	144.7%
地域活動支援センター機能強化事業	2,779	5,558	10,526	4,968	189.4%
コミュニケーション支援事業	1,393	2,786	3,095	308	111.1%
相談支援事業	1,306	2,612	3,173	561	121.5%
メニュー・その他事業	12,706	25,413	19,825	△ 5,587	78.0%
※うち経過的ディサービス事業	4,637	9,274	0	△ 9,274	0.0%
※うち精神障害者地域生活支援センター事業	656	1,312	0	△ 1,312	0.0%
都道府県事業	3,670	7,339	7,387	47	100.6%
必須事業	1,606	3,212	3,386	174	105.4%
発達障害者支援センター運営事業	653	1,306	1,315	9	100.7%
都道府県相談支援体制整備事業	400	800	673	△ 128	84.1%
障害者就業・生活支援センター事業	279	558	673	115	120.5%
高次脳機能障害支援普及事業	66	132	178	45	134.0%
※精神障害者退院促進支援事業	207	415	548	133	132.0%
メニュー・その他事業	2,064	4,127	4,001	△ 126	96.9%
事業費実績額合計	40,712	81,423	92,800	11,377	114.0%

（注）各自治体の報告に基づき、自立支援振興室で集計したもの。

18年度は10月施行のため、平年度化額は19年度と比較するため、単純に2倍とした額である。

※の事業は、18年度限り又は19年度限りの事業。